

令和6～8年度

# 65歳以上の方の 介護保険料をお知らせします

介護保険制度は、市町村が3年ごとに策定する「介護保険事業計画」に基づき運営されています。介護保険料も3年ごとに見直され、本年度は改定の年です。

介護保険料の決定通知書や  
納入通知書は6月中旬に送付します

段階	年間保険料	対象者	
第1段階	基準額×0.285※ <b>18,120円</b>	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、または世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	
第2段階	基準額×0.485※ <b>30,840円</b>	世帯全員が 市民税非課税で、	本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の方
第3段階	基準額×0.685※ <b>43,560円</b>		本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える方
第4段階	基準額×0.9 <b>57,240円</b>	本人が 市民税非課税で、	前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下で、世帯の中に市民税課税者がいる方
第5段階	基準額 <b>63,600円</b>		前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え、世帯の中に市民税課税者がいる方
第6段階	基準額×1.2 <b>76,320円</b>	本人が 市民税課税で、	前年の合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	基準額×1.3 <b>82,680円</b>		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方
第8段階	基準額×1.5 <b>95,400円</b>		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方
第9段階	基準額×1.7 <b>108,120円</b>		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方
第10段階	基準額×1.9 <b>120,840円</b>		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方
第11段階	基準額×2.1 <b>133,560円</b>		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方
第12段階	基準額×2.3 <b>146,280円</b>		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方
第13段階	基準額×2.4 <b>152,640円</b>		前年の合計所得金額が720万円以上の方

※低所得者の保険料負担軽減として、第1段階は0.455から、第2段階は0.685から、第3段階は0.69から、それぞれ0.17、0.2、0.005引き下げています

## 保険料の平準化

年金天引きで、4・6・8月と比べて10・12・2月分が大きく変動する場合は、8・10・12・2月の天引き額を平準化します。

## 介護保険料の減免措置

災害や失業による影響などで保険料を納めることが難しい方は減免措置を受けられる場合があります。また、次の要件を全て満たしている方は、申請によって第1段階の金額まで減免されます。

※申請方法や提出書類など詳細はお問い合わせください

- ①世帯の年間収入（遺族年金・障害年金など非課税収入を含む）が次の計算式未満  
140万円+（世帯員が1人増えるごとに60万円加算）
- ②世帯の預貯金が次の計算式未満  
200万円+（世帯員が1人増えるごとに50万円加算）
- ③居住用以外の活用できる資産を所有していない
- ④市民税課税者の扶養控除対象となっていない
- ⑤過去の介護保険料に未納がない

# 令和6年8月から 介護保険制度の主な変更点

## 1 居住費の基準費用額が変わります

近年の光熱水費の高騰に対応して、在宅で生活する方との負担の均衡を図るため、介護保険施設を利用した時の居住費にかかる基準費用額が、1日当たり60円引き上げられます。※食費の基準費用額は変更なし

### ▼ 基準費用額/日 ※ 内がR6/8月からの金額

ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室	
		介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護
2,006円 ↓ <b>2,066円</b>	1,668円 ↓ <b>1,728円</b>	1,668円 ↓ <b>1,728円</b>	1,171円 ↓ <b>1,231円</b>	377円 ↓ <b>437円</b>	855円 ↓ <b>915円</b>

## 2 居住費の負担限度額が変わります

所得が低い方の居住費の負担限度額についても、1日当たり60円引き上げられます。※所得が低い方の施設利用が困難とならないよう、負担限度額を超えた分は、介護保険から「特定入所者介護サービス費等」として給付されます

### ▼ 負担限度額/日 ※ 内がR6/8月からの金額

利用者負担段階		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室
				介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	
第1段階	本人および世帯全員が 市民税非課税で、 生活保護受給者または 老齢福祉年金受給者	820円 ↓ <b>880円</b>	490円 ↓ <b>550円</b>	490円 ↓ <b>550円</b>	320円 ↓ <b>380円</b>	0円 変更なし
第2段階	本人および世帯全員が 市民税非課税で、 課税年金収入額＋ 非課税年金収入額＋ その他の合計所得金額が 80万円以下	820円 ↓ <b>880円</b>	490円 ↓ <b>550円</b>	490円 ↓ <b>550円</b>	420円 ↓ <b>480円</b>	370円 ↓ <b>430円</b>
第3段階①	本人および世帯全員が 市民税非課税で、 課税年金収入額＋ 非課税年金収入額＋ その他の合計所得金額が 80万円超120万円以下	1,310円 ↓ <b>1,370円</b>	1,310円 ↓ <b>1,370円</b>	1,310円 ↓ <b>1,370円</b>	820円 ↓ <b>880円</b>	370円 ↓ <b>430円</b>
第3段階②	本人および世帯全員が 市民税非課税で、 課税年金収入額＋ 非課税年金収入額＋ その他の合計所得金額が 120万円超	1,310円 ↓ <b>1,370円</b>	1,310円 ↓ <b>1,370円</b>	1,310円 ↓ <b>1,370円</b>	820円 ↓ <b>880円</b>	370円 ↓ <b>430円</b>